

阪政共第513号
令和5年8月10日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

阪南市長 水野 謙二

2023年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

平素は、本市行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度貴団体より、ご要望いただきました標記のことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 職員問題

①自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

< 回 答 >

職員定員の適正管理については、少子化・人口減少が進む中、多様な行政課題に対応していくため職員定員管理計画を策定し、年齢構成の平準化や、行政サービス提供体制の持続性等を踏まえた効果的な職員配置と採用に努めています。

【秘書人事課】

②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

< 回 答 >

女性職員の活躍及び次世代育成支援の推進に関する特定事業主行動計画に基づく取組を行い、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の向上に努めています。

【秘書人事課】

③大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。

< 回 答 >

本市では、相談や各種申請手続で来庁された外国人との円滑なコミュニケーションを図るため、出入国在留管理庁の通訳支援事業（17言語に対応）に登録しており、外国人来庁者・通訳オペレーター・職員の三者間で会話できる体制を整えています。

【秘書人事課】

2. こども・シングルマザー等貧困対策関係

①こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

< 回 答 >

地域包括支援センター等の関係機関に、訪問介護等の介護保険サービス等が入る際に、小中学生等のこどもだけがいることが頻繁に見かけられる状況であれば、市に連絡をするよう協力依頼し、ヤングケアラーの可能性のある家庭の把握、関係機関との連携に、引き続き取り組んでまいります。

また、小中学校においては、アンケートや個別面談等を通じて、こどもたちの家庭での様子について把握し、児童・生徒の家庭背景等を可能な限り理解したうえで指導や支援を実施しています。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、「貧困の状況やヤングケアラーの可能性のある家庭」を組織として把握し、適切な支援方法について検討しています。

加えて、本市では、要保護児童対策地域協議会の場や学校現場などで把握したヤングケアラーについて、重層的支援体制整備事業の中で相談及び支援を検討する体制を整備しています。

ヤングケアラーについては、学校教育課・介護保険課・こども政策課・こども支援課・生活支援課・市民福祉課等庁内の関係課で介護・家事・育児などの支援について方向性や役割分担を検討し、連携して対応しています。

引き続き、支援が必要と考えられる家庭について、関係各課などと、よりよい支援について検討し、こどもの貧困やヤングケアラーに限らず、こどもの健全な育成に努めてまいります。

【介護保険課・学校教育課・市民福祉課】

②子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

< 回 答 >

本市では、子ども及びひとり親の医療費助成制度について、無償化の導入には至っていませんが、中学校卒業年度末までの入院時食事療養費の助成を実施しています。

また、本市の福祉医療費助成制度は大阪府の福祉医療費助成制度に基づき実施しているところであり、妊産婦医療費助成制度の実施については、大阪府の動向を注視してまいります。

【こども支援課】

③コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPO や市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。

< 回 答 >

本市では、緊急的に食料等を要する生活困窮者等の支援のため、フードバンクを行っている生活協同組合と食料提供に関する協定を結んでおり、必要に応じて食糧支援を行っています。

また、阪南市社会福祉協議会においても、フードバンクを行っている生活協同組合と子ども食堂支援に関する食料提供に関する協定を結んでおり、子ども食堂運営団体や子どもを対象に食事支援を行っている団体に、食糧支援を行っています。

さらに、大阪府が実施する「子ども食堂における食の支援事業」の案内を行う等、物資支援に関する情報提供も行っています。

【市民福祉課】

④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

< 回 答 >

本市では、保育所・認定こども園・私立幼稚園の副食費については、国制度に則り、低所得世帯及び第3子以降のこどもは免除としています。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍とエネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けた本市在住の市内教育・保育施設の利用者（3～5歳児）の令和5年9月分～令和6年3月分の給食費等を無償化します。

教育現場において、こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいくことがこれまで以上に重要となっており、学校給食共同調理場において、本市の児童・生徒の給食を集中的に調理・管理することは、給食内容の充実と食育の推進に効果的であります。

また、学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設や設備は、設置者（市）の負担とし、それ以外の経費（食材費等）については、保護者の負担と定められています。

本市では新型コロナウイルスの感染まん延、紛争による世界情勢の不安定化及び円安の進行により、急激に多くの食材費が高騰し、また光熱費等の品目についても価格が急激に上昇し、給食費を圧迫する要因となる中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、消費が低迷した地元産食材の消費拡大・地産地消を図るとともに、補助金を活用した給食物資の調達により、給食費から捻出される給食物資の費用を抑えることで給食物資の価格高騰に対応して給食費の値上げすることなく、給食の質・量を維持し、栄養バランスのとれた安全・安心の給食を提供してまいりました。

しかしながら、現在の給食費ではこどもたちに、食育として栄養価を維持しながら多種多様な食材を用いた献立を提供することが非常に困難な状況となることから今年度の2学期から小中学校の給食費の値上げを行いますが、値上げ分の給食費は、保護者負担軽減の観点から公費で負担し、今年度の保護者負担額は、改定前の金額のまま据え置きする予定です。

なお、給食費の無償化については、本市は現在、財政状況が大変厳しいことを鑑みますと難しい状況です。

【こども政策課・学校給食センター】

⑤児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行う

ことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

< 回 答 >

児童扶養手当は、その支給要件が離婚等個人のプライバシーに深くかかわる事項のため、受給資格の認定にあたってはプライバシーに触れざるを得ませんが、必要以上にプライバシーに立ち入らないよう配慮しています。

また、面接や電話相談の際には、適宜、他の制度の情報提供を行うとともに、外国語対応が必要な際には、出入国在留管理庁の通訳支援事業を活用し支援できる体制を整えています。

【こども支援課】

⑥学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

< 回 答 >

健康診断が終了した後、阪南市学校保健統計調査票を各小中学校に提出していただくことにより、う歯の保有者や、そのうち未処置歯のある者、その他の歯疾患の人数等の把握に努めています。

未受診となっている児童生徒については、再度の受診を促す通知を行う等の対応をするとともに、スクールソーシャルワーカー等と連携する方法についても調査研究してまいります。

【教育総務課】

⑦児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

< 回 答 >

小中学校における給食後の歯みがきについては、これからも各学校の養護教諭等により、正しい歯みがき習慣の指導や、歯に関する知識の啓発に努めてまいります。また、フッ化物洗口についても、その実施方法について、引き続き調査検討を行ってまいります。

【学校教育課】

⑧障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者) 歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作

成すること。

< 回 答 >

現在、市ウェブサイト「歯科医療機関一覧」において、個々の歯科医院での障がい者治療の実施の有無を掲載しています。周知の方法等については、近隣市町の動向を踏まえ、調査・研究してまいります。

【健康増進課】

⑨公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

< 回 答 >

本市において、市営住宅等の公営住宅はございません。

【都市整備課】

3. 医療・公衆衛生(コロナ5類対応も含)

①新型コロナ対策について

・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。

< 回 答 >

国・大阪府に対して、人的支援を含めた医療体制の整備や医療材料の確保、必要な施設や機関への機能強化について、財政措置を講じて十分な対応を行うよう要望してまいります。

【健康増進課】

・移行期間終了後(9月以降)の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。

< 回 答 >

大阪府の移行期間終了後の入院医療体制については、個々の医療機関間で入院調整を行う体制に移行するとされているところですが、入院調整が困難な場合の対応等について必要に応じて大阪府に求めてまいります。

【健康増進課】

・5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。

< 回 答 >

大阪府や近隣市町の動向に注視し、調査・研究してまいります。

【健康増進課】

②老人医療費助成制度について

・昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。

< 回 答 >

限られた財源を活用していくこととなりますので大阪府福祉医療費助成制度に基づいた医療費助成を進めてまいります。

【保険年金課】

③健康保険証とマイナンバーカードの1本化について

・国は健康保険証を廃止してマイナンバーカード1本化法が審議されている(5月16日現在)。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止としている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。

< 回 答 >

国保制度広域化に伴い、令和6年度までに大阪府国民健康保険運営方針に統一することとなっていることから、自治体独自の「短期保険証」に代わる対応についても大阪府の対応に合わせて手厚い対応に努めてまいります。

【保険年金課】

④地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。

< 回 答 >

泉佐野泉南歯科医師会と連携し、歯科口腔保健の推進に取り組んでいますが、

配置については、市内歯科医療機関の状況を鑑み、近隣市町の動向を注視し、調査・研究してまいります。

【健康増進課】

4. 国民健康保険

①コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。

< 回 答 >

国保制度広域化は、国が法律により進められているもので、人口減少・高齢化の進展に伴う保険料水準の格差を是正し、大阪府内全体で被保険者の受益と負担の公平性を確保する観点から、令和6年度までに大阪府国民健康保険運営方針に統一することとしています。

本市においては、広域化当初から保険料の算定について大阪府が示す標準保険料率としており、本市のような財政基盤の脆弱な市町村においては保険料率が平準化され広域化による効果は、大きいものと考えています。

また、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、こどもの均等割の拡充については、市長会等を通じ国等へ要望してまいります。

【保険年金課】

②国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

< 回 答 >

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした阪南市国民健康保険の被保険者を対象とした傷病手当金制度については、令和5年5月8日から5類感染症

に位置付けられたことから、以降に感染された方についての財政支援は廃止となっています。今後、新規に実施された場合は、国の財政支援措置の対象要件に基づき実施してまいります。

なお、制度周知の際には、本市ウェブサイトに掲載するとともに、保険料決定通知書に案内文書を同封してまいります。また、対象となる被保険者からの申請受付については、本市ウェブサイト申請書を掲載するなど対応を行ってまいります。

【保険年金課】

③マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。

< 回 答 >

施設入所者の方等、マイナンバーカードの取得が難しい方が医療機関等で受診の際、適切に保険診療ができるようにする必要があります。

このため、マイナンバーカードを所有しない方に対しては、スムーズに資格確認書を交付する等、被加入者の方に混乱が生じないように、国に対して市長会等を通じ丁寧な対応を要請してまいります。

併せて「短期被保険証」が廃止になるため、被保険者証の更新時において従来以上に納付計画等、納付相談についてより細やかな対応が必要になると考えられます。

【保険年金課】

④国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

< 回 答 >

国民健康保険制度や、国民健康保険料の納付方法の概要について、英語での案内を設置しており、必要に応じて窓口で案内をしています。

【保険年金課】

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

< 回 答 >

特定健康診査については、土日健診や他の検診とのセット実施を行うとともに

に、受診率の低い若年世代への個別勧奨や、令和2年度から、国民健康保険に加入しており前年度までの保険料を完納している世帯の方に対して、特定健康診査等を受診された場合に市内の事業所で利用できる商品券を進呈する事業等受診率向上対策に取り組んでいます。

さらに、がん検診の分析・評価については、大阪府がん対策条例に基づき、大阪府が組織型検診体制を整備し大阪府内の市町村のデータを取りまとめ、検診結果を分析しがん検診のマネジメントを実施しています。

本市においては、検診未受診者に電話による受診勧奨を行うことで、受診率向上に努めています。

加えて、外国語での案内等については、近隣市町の動向を注視し、調査・研究してまいります。

【保険年金課・健康増進課】

②住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法（2011年施行）では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

< 回 答 >

特定健康診査の項目については、大阪府の国民健康保険運営方針に基づいて実施してまいります。

また、歯科口腔保健の項目については、阪南市健康増進計画において進捗管理を行っています。成人歯周疾患検診（40・50・60・70歳の市民対象）及び妊婦歯科健康診査については、市内歯科委託医療機関において無料で受診することができます。在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診については、近隣市町の動向を注視し、本市の体制について調査・研究してまいります。

【保険年金課・健康増進課】

6. 介護保険・高齢者施策

①第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこ

と。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

< 回 答 >

本市では、高齢化が顕著であり、サービス利用者の増加が見込まれています。第9期阪南市介護保険事業計画策定にあたり、要介護者が安全で安心して暮らしていけるよう3年の計画期間で必要となる給付費の見込みと、被保険者数の見込みを基に保険料の見直しを行います。

また、介護保険給付費準備基金については、高齢化率の上昇に伴い、保険料の急激な上昇を抑えるため、適正な金額の取り崩しを行ってまいります。

さらに、国において軽減措置が講じられる場合は、それに準拠する等、国庫負担の引き上げについても、国や他市町の動向を注視してまいります。

【介護保険課】

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

< 回 答 >

第1号被保険者における所得段階別保険料については、それぞれの拠出能力に応じて保険料が設定されており、低所得者の介護保険料軽減と資産要件については、今後、他市町の動向を踏まえ、十分に配慮し検討してまいります。

【介護保険課】

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

< 回 答 >

介護サービス利用者のご負担については、低所得者の置かれている現状を鑑み、国の制度改正等を基に、柔軟に対応してまいります。本市独自の減免制度や軽減措置については、他市の動向を踏まえ、調査研究してまいります。

【介護保険課】

④総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

< 回 答 >

要支援認定者については、総合事業の従前サービスを利用していただいています。要支援認定者の更新時は、ご本人の希望に応じ、基本チェックリストによる事業対象者としてサービス利用をしていただくことや、ご本人の意思を尊重し、要介護（要支援）認定更新申請の受付を行っています。

また、新規利用希望者については、要介護（要支援）認定を受けていただいているから、総合事業におけるサービスを利用していただいています。

【介護保険課】

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

< 回 答 >

本市においては、現行相当サービスを実施しており、サービス単価については、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の従来額を介護報酬として定めています。

単価については、原則回数に基づく支払いとしていますが、適切なケアマネジメントにおいて専門的なサービスが必要と認められる場合には、一部包括報酬を認めています。

【介護保険課】

ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

< 回 答 >

地域包括支援センターと連携し、自立支援型地域ケア会議の活用を通してケアプランの検証を行い、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、利用者の自立支援を推進してまいります。

【介護保険課】

⑥ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

< 回 答 >

保険者機能強化推進交付金等は、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたものであり、本市の高齢者の特性や課題等に応じた介護予防や健康づくり等に取り組んでまいります。

【介護保険課】

⑦高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。

< 回 答 >

高齢者の熱中症対策については、熱中症研究を進めている企業や地域包括支援センターと連携し、本市で実施する体力測定会などのイベントにおいて、熱中症に対する知識を持った者が可能な範囲でアドバイスをを行い正しい知識を持って熱中症対策を個人が行うことができるよう普及啓発に努めてまいります。

また、くらしの安心ダイヤル事業の登録者のうち、日頃から日常の見守りを行っている方については、地域の支援者のご協力を得て、熱中症予防などの注意喚起を行っています。

さらに、熱中症対策における開放公共施設への退避については、困難なケースが発生しているか等、状況の把握、ニーズの把握に努めてまいります。

【介護保険課】

⑧電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

< 回 答 >

電気料金についての補助制度はありませんが、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増の状況や、他市町町の動向を踏まえ、十分に配慮し検討してまいります。

【介護保険課】

⑨入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

< 回 答 >

毎年、特別養護老人ホーム入所申込者の状況調査を実施し、待機状況を確認しており、3年ごとに策定する「阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」で必要な基盤整備数を把握し、整備してまいります。

【介護保険課】



⑩介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

< 回 答 >

処遇改善助成金制度については、他市町の動向を踏まえ、国に要望することなどを、検討してまいります。

【介護保険課】

⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

< 回 答 >

軽度難聴者への公費補助制度はありませんが、難聴は認知症との関連や転倒リスクも高いと考えられることから、補聴器の補助制度について、国や他市町の動向を踏まえ、調査研究してまいります。

【介護保険課】

⑫介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

< 回 答 >

介護保険関係事務における個人番号の紐付けについては、国等の方針を踏まえ、個人情報漏洩防止を徹底し、適切に対応してまいります。

【介護保険課】

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

< 回 答 >

介護保険法第27条8項の規定により、要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずるという法的根拠に基づき、運用しています。

【市民福祉課】

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

< 回 答 >

平成27年事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」に基づき、65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行います。

また、単に案内を郵送するだけでなく、介護保険法の規定により保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障がい福祉サービス利用者に与えることがないように、市職員や相談支援専門員は、利用者及び関係者に、適用関係通知を踏まえた、十分な説明を行っています。

【市民福祉課】

③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和5年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

< 回 答 >

支給決定事務においては、「適用関係通知」及び「事務処理要領」に基づき、個別のケースに応じて、申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当や当該受給者の居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携したうえで把握し、適切に支給決定を行います。

【市民福祉課】

④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

< 回 答 >

「適用関係通知」等により、介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることから、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはせず、障が

い福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて、市において判定会議を行い、必要に応じて障がい福祉サービスを上乗せ給付しています。

【市民福祉課】

⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

< 回 答 >

本市ウェブサイト「ふくしのてびき」を掲載しており、「※介護保険の要介護認定・要支援認定を受けられた方は、介護保険サービスが優先されます。ただし、障がい者の固有のサービスが必要と認められる場合や、介護保険にはないサービスについては、障がい福祉サービスが利用できます。」と記述しています。

【市民福祉課】

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

< 回 答 >

本市では、介護保険対象となった障がい者については、丁寧に説明を行い、介護保険への移行をお願いしています。介護保険への移行が完了するまでは、障がい福祉サービスを継続してご利用頂き、現行通りの基準を適用しております。

また、国への要望については、大阪府市長会を通して、「障害者総合支援法における自立支援給付と介護保険制度との適応関係において生じている実施市町村の差を解消するため、統一的な基準を示されたい。」と要望しています。

【市民福祉課】

⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

< 回 答 >

大阪府市長会を通して、「障害者総合支援法における自立支援給付と介護保険制度との適応関係において生じている実施市町村の差を解消するため、統一的な基準を示すとともに、併給対象者に関する市町村負担を軽減するため、新たな国庫負担基準を創設されたい。」と、国へ要望しています。

【市民福祉課】

⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

< 回 答 >

障がい福祉サービス利用者が、総合事業におけるサービスを利用する際には、適切なケアマネジメントに基づき、専門的なサービスの必要性について検討してまいります。また、障がいのある方の福祉ニーズについて理解のある介護従事者の育成支援に、障がい福祉担当課と連携し取り組んでまいります。

【介護保険課】

⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

< 回 答 >

障がい福祉サービスについては、市町村民税非課税世帯は、利用者負担は、月額0円となっています。

また、65歳になるまでに5年以上、介護保険サービスと同内容の障がい福祉サービスを利用されていた市町村民税非課税世帯の方で、要介護認定にて介護保険サービスに移行された方は、一旦介護保険の自己負担分をお支払い頂きますが、障がい福祉相当介護保険サービスの自己負担分について、新高額障がい福祉サービス等給付費にて還付されます。

【市民福祉課】

⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

< 回 答 >

重度障害者医療費助成制度については、大阪府の福祉医療費助成制度の改正により、令和3年4月から精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院についても助成対象になっています。

本市の財政状況から自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設については困難な状況であり、ご理解賜りますようお願いいたします。

【市民福祉課】

8. 生活保護

①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口

で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。

< 回 答 >

扶養照会においては、保護の実施要領に基づき対応するとともに、保護申請については、保護の相談時における制度説明を行い、申請権の侵害とならないよう適正に対応しています。2022年度の扶養照会件数は1,023件、精神的な支援が可能な方261件、仕送り可能な方13件となります。

【生活支援課】

②札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ hogoshinseisodan.pdf (city.neyagawa.osaka.jp)

< 回 答 >

生活保護は法定受託事務であることから、住民（国民）向けポスターの作成については、国が行うものと考えています。

【生活支援課】

③ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や2020-2022年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

< 回 答 >

本市においては、平成3年の福祉事務所発足時から社会福祉主事任用資格を持つ正規職員のケースワーカーを中心に支援を行っており、現在、標準数に基づくケースワーカーが適正配置されております。また、阪南市人材育成基本方針に沿って研修を実施し、福祉専門職としての知識と技術を活かし、最低生活の保障と自立助長を支援しており、申請についても、適正に対応しています。

【生活支援課】

④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

< 回 答 >

本市ケースワーカーは地区担当制で対応しており、シングルマザーや独身女性の対象者でDV等の諸事情から女性ケースワーカーを希望される方に対しては随時、ケースワーカーを配慮するようにしています。

【生活支援課】

⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

< 回 答 >

本市においては、「生活保護あらし」としてルビを打ち、平易な表現で生活保護制度を説明したしおりを作成し、カウンターに配架しています。申請用紙は、添付していませんが、面接相談において、セーフティネット支援を含めた要件を十分に説明し、権利・義務の周知徹底、必要な助言に努めています。

【生活支援課】

⑥国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

< 回 答 >

本市では、医療証の発行交付は行っていませんが、閉庁時や急病時に被保護者が受診出来なかった事例はございません。医療機関が被保護者であることの確認連絡が必要な場合、守衛室から緊急連絡網にて市職員に連絡があり対応しています。なお、「通院医療機関等確認制度」は導入していません。

また、看護師資格を保有する者を健康管理支援専門員として配置し、専門員による保健指導、療養指導、生活指導等を実施しています。併せて、健康診査、肺がん、胃がん等のがん検診は、生活保護受給者の方は無料で検診を受けることが可能であることを、市の広報誌等で周知しています。

【生活支援課】

⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。



< 回 答 >

本市においては、警察官OBの配置、「適正化」ホットライン等の実施は行っていません。

【生活支援課】

⑧生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

< 回 答 >

厚生労働大臣が定めた生活保護基準に基づき保護費を決定しています。

【生活支援課】

⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

< 回 答 >

平成27年度に、平成27年4月14日付、厚生労働省通知に基づき、住宅扶助を認定しているケースを全件点検しています。61%の世帯が新規基準内であり、36%の世帯を経過措置の適用を認めました。

特別基準については、該当する案件等あれば、ケース診断会議等にて適用の可否を決定しています。

【生活支援課】

⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

< 回 答 >

医療扶助については、医療扶助運営要領に基づき実施しており、受診している病院や医師より被保護者本人の治療に基づく対応をいただいています。

【生活支援課】

⑪国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

< 回 答 >

大学生、専門学生の世帯分離は、世帯主や本人の相談を受け、世帯の意思を尊重しながら保護の実施要領に基づく対応をしています。

【生活支援課】

9. 防災関係

①災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。

< 回 答 >

避難所施設として位置づけられている体育館の冷暖房整備については、スポットクーラーや大型扇風機、石油ストーブを備蓄しており、必要に応じて各避難所で使用することとしています。

また体育館のトイレの洋式化についても、順次、整備に取り組んでおり、整備率は58%となっています。今後も、引き続き洋式化の整備に取り組んでまいります。

【危機管理課・教育総務課】

②高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

< 回 答 >

高層住宅に限らず、災害時の「要配慮者」への支援対策として、地域の中で日常からの見守り・声掛け活動や災害時の支援体制づくりを行うため、くらしの安心ダイヤル事業を実施しています。

【危機管理課】